

柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、マッサージの施術では被保険者証が使える場合が限られます

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と使えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしっかり確認しましょう。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねする電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師による施術 (整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> 外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等) 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 脳疾患後遺症等の慢性病
鍼灸・マッサージ師による施術	<ul style="list-style-type: none"> はり・きゅうで対象となる主な疾患(リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症等) マッサージで対象となる主な疾患(関節拘縮・筋麻痺等) 	<ul style="list-style-type: none"> 単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等 仕事や通勤途中での負傷(労災保険からの給付) 症状の改善がみられない長期の施術 同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合
		<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意がない場合

柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、マッサージ
どこまで国民健康保険が使えるの？

☎ 住民課国保年金班 ☎ 84-1214

あなたの支援が必要です

ヘルプカードを見かけたら手助けを

「ヘルプカード」は、外見からは分かりにくい障害のある方や妊娠初期の方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方へお願いするためのカードです。

こんな方にお渡ししています

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方
- 突発的な出来事に対して、臨機応変に対応することが困難な方
- 視覚障害や聴覚障害等の状況把握が難しい方など

どのように使用するの？

カード裏面に配慮や手助けしてほしいことを記入し携帯します。ケースに入れカバンの外に取り付けるなど、普段から持ち歩くことで、災害時や緊急時に周囲の方へ手助けを求めたいときにヘルプカードを見せ、手助けを求めます。

こんな手助けをお願いします

- 電車やバスの中で座席をお譲りください。
- 駅や商業施設等で声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。



カード裏面

私が配慮や手助けをして欲しいこと

(記入例)

- アレルギーがあります
- 手すりがないトイレでは、介護が必要です

配布場所

福祉課窓口で配布しています。

☎ 福祉課障害福祉班

☎ 84-1257